

利根町総合教育センター管理運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、利根町総合教育センター条例（令和6年利根町条例第 号）第6条の規定に基づき、利根町総合教育センター（以下「教育センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所長）

第2条 所長の職務は、次のとおりとする。

- （1） 教育センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- （2） 教育センターの使用許可等に関すること。
- （3） 教育委員会その他関係機関との連絡調整に関すること。

（開館時間）

第3条 教育センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（庶務）

第5条 教育センターの庶務は、指導課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。